

第一種奨学金貸与月額変更願(届)(増額)

太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入し、押印のうえ学校に提出してく

●変更後の借用金額を訂正する場合は本人印を押印してください。
(変更後の借用金額を訂正する場合以外は本人印は不要です。)

借用金額訂正方法は、
『変更・訂正後の借用金額(予定)』欄の訂正方法について」を参照してください。

ご記入いただいた情報及びおたのめいただいた奨学金に関する情報は、機関の奨学金受給者名簿、奨学金貸付金簿（返還業務を含む）及び在籍する学校での授業料等徴収業務のために利用されます。ご利用目的の適正化を図るために、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び公益業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機関が保有する個人情報及び保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会が与えられ、適正な対応においておたのめいただいた情報の提供が提供されます。

■ 第一種奨学金の変更可能月額一覧表

(注意点)

1. 自宅通学から自宅外通学の変更に伴い月額を増額変更する場合、「月額変更願(増額)」と併せて自宅外通学である事実を確認できる証明書類を学校に提出してください。
2. 2020年度以降の給付奨学金(新制度)又は授業料等減免の支援と併せて第一種奨学金を受ける場合、併給調整として第一種奨学金の貸与月額が制限されます。併給調整後の貸与月額は学校に確認してください。
3. 転・編入学で採用となった者の入学年度は、転・編入学先の学校に1年次から在学していたと仮定し、最短期間で奨学金申込時の年次に進級した場合の入学年度です。
4. 自宅外通学者は、自宅月額も選択可能です。

対象者 2018年度以降 新たに大学, 短期大学, 高等専門学校(4・5年生), 専修学校(専門課程)に入学する者の変更可能月額								
区分	大学				短期大学, 専修学校専門課程, 高等専門学校 (4・5年次)			
	国公立		私立		国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額(※)	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
最高月額以外の月額				50,000円				50,000円
		40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

※奨学金申込時における生計維持者の年収を基に最高月額を選択可能と判定された者のみ選択可能です。

対象者 上記以外の者の変更可能月額				
区 分		自宅月額	自宅外月額	自宅・自宅外低月額
大学	国公立	45,000円	51,000円	30,000円
	私立	54,000円	64,000円	30,000円
短期大学	国公立	45,000円	51,000円	30,000円
	私立	53,000円	60,000円	30,000円
大学通信教育(通年スクーリング)		54,000円	64,000円	30,000円
大学院	修士・博士前期課程及び専門職大学院の課程	88,000円		50,000円
	博士・博士後期課程	122,000円		80,000円
高等専門学校(1～3年次)	国公立	21,000円	22,500円	10,000円
	私立	32,000円	35,000円	10,000円
高等専門学校(4・5年次)	国公立	45,000円	51,000円	30,000円
	私立	53,000円	60,000円	30,000円
専修学校専門課程	国公立	45,000円	51,000円	30,000円
	私立	53,000円	60,000円	30,000円

■2020年度以降の給付奨学金(新制度)又は授業料等減免の支援と併せて 第一種奨学金を受ける場合の変更可能な月額一覧表

2020年度以降の給付奨学金(新制度)又は授業料等減免の支援を受ける場合、併給調整として第一種奨学金の貸与月額が調整されます。併給調整後の貸与月額は、下表のとおりです。

※大学院については、給付奨学金(新制度)対象外のため、貸与月額の調整はありません。

※生活保護(扶助の種類は問いません)を受けている生計維持者と同居している人、及び児童養護施設等から通学する人は、()内の金額となります。

※調整後の貸与月額表において、20,000円の設定は2018年度以降入学者が選択できる月額であり、2017年度以前入学者は20,000円を選ぶことはできません。

■月額変更願(届)記入時の注意点

「従前の貸与月額」「希望する貸与月額」欄にはそれぞれ併給調整後の貸与月額を記入してください。
(様式2-1)「変更後の借用金額」欄に記入する金額は必ず学校に確認してください。

大学	通学形態	昼間部			夜間部		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
国公立	自宅	0 (0)	0 (0)	20,300 (25,000)	0 (0)	10,600 (13,900)	27,700 (20,000、32,400)
	自宅外	0	0	13,800	0	0	21,200
私立	自宅	0 (0)	0 (0)	21,700 (20,000、30,300)	0 (0)	8,400 (15,600)	20,000、31,200 (20,000、39,800)
	自宅外	0	0	19,200	0	0	28,700

短期大学	通学形態	昼間部			夜間部		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
国公立	自宅	0 (0)	3,800 (7,100)	24,300 (29,000)	0 (1,400)	14,600 (17,900)	29,700 (20,000、34,400)
	自宅外	0	0	17,800	0	0	23,200
私立	自宅	0 (0)	0 (0)	22,900 (28,500)	0 (0)	7,400 (11,600)	20,000、30,200 (20,000、35,800)
	自宅外	0	0	17,400	0	0	24,700

高等専門学校 (4・5年生)	通学形態	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
国公立	自宅	7,900 (5,600)	20,200 (20,700)	20,000、32,500 (20,000、35,800)
	自宅外	0	15,100	20,000、33,000
私立	自宅	0 (0)	0 (0)	24,600 (28,800)
	自宅外	0	0	26,000

※高等専門学校本科1～3年生については、給付奨学金(新制度)の対象外のため、【調整後の貸与月額】は適用されません。

専修学校 (専門課程)	通学形態	昼間部			夜間部		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
国公立	自宅	1,900 (3,800)	16,200 (19,500)	20,000、30,500 (20,000、35,200)	8,800 (10,700)	20,800 (24,100)	20,000、32,800 (20,000、37,500)
	自宅外	0	0	24,000	0	1,800	26,300
私立	自宅	0 (0)	0 (0)	23,800 (29,400)	0 (0)	5,700 (9,900)	29,300 (20,000、34,900)
	自宅外	0	0	18,300	0	0	23,800